

令和6年第11回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和6年11月25日、午前9時30分から、市役所6階 601・602会議室において、令和6年第11回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
------	-------

教育総務課長	涌田 恵一郎
--------	--------

学務課長	佐藤 由美子
------	--------

指導課長	長澤 慎哉
------	-------

生涯学習課長	工藤 紀
--------	------

学校給食課長	中島 英
--------	------

図書館課長	久野 由人
-------	-------

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 加藤 千佳

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第45号議案

「稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」

(5) 日程第5 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和 6 年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

 それでは、日程第 1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

 会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

 次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

 次に、日程第 3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 寄附について
 3 令和 6 年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 4 令和 6 年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 5 学校開放事業について

学務課長 1 令和 6 年度第 3 回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について
 2 令和 6 年度就学時健康診断について
 3 令和 6 年度通学路合同点検の実施について
 4 学校給食費未納者への対応について
 5 令和 6 年度児童・生徒数・学級数（10月 1 日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 その他について
 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（9月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ8月分及び9月分、公民館9月分及び10月分）

- 学校給食課長
- 1 令和6年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について（再掲）
 - 2 第4回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 3 試食会について
 - 4 稲城第五中学校視察について
 - 5 平尾小学校第三学年授業について
 - 6 平尾小学校特別支援学級授業について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況（令和6年9月・10月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は、議事の進行の都合上、日程第4 第45号議案の後、日程第5報告事項のうち、1件を先に行います。

それでは、日程第4 第45号議案「稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」を議題といたします。

本案は、稲城市教育委員会が市立小中学校における、日常的に教育活動を行う教室等に設置する防犯カメラの設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、適正な運用を行い、児童及び生徒への性暴力等、並び

に身体への重大な被害を防止し、安全を確保するとともに、被撮影者の個人情報保護することを目的とし、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長

それでは、第45号議案、「稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」のファイルの2ページ目をご覧ください。

まず、本要綱の目的ですが、稲城市教育委員会が稲城市立小中学校における、日常的に教育活動を行う教室等に設置する防犯カメラの設置及び管理に関し必要な事項を定める、また、防犯カメラの適正な運用を行い、もって稲城市立小中学校に通学する児童生徒への性暴力等並びに身体への重大な被害を防止し、安全を確保するとともに、被撮影者の個人情報保護するという目的を持っております。

本要綱につきましては、全部で12条の条建てにより構成されておりますので、その詳細を説明します。

まず第2条の「法の遵守」ですが、こちらは個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないよう、適切な措置を講じるということで規定しています。

また第3条につきましては、「防犯カメラ」「防犯カメラの運用」「利用」「提供」「閲覧」という五つの用語の定義を行っております。この中で第3号の「利用」ですが、第5条第1項の目的により画像を閲覧することを言います。第5号については、「閲覧」という用語を定義しておりますが、関係者が画像を閲覧することを許すという意味合いで文言の定義をしております。

続きまして第4条です。こちらにつきましては、防犯カメラの運用を適正に行うため、「統括管理者」「管理者」ということで責任の所在を明確にしています。第2項におきましては、「統括管理者は教育部長の職にある者をもって充てる」としております。また、第4項につきましては、「管理者は、教育委員会事務局教育総務課長及び小中学校の校長」ということで定義しております。

続いて第5条につきましては、防犯カメラで取得した画像の利用目的、閲覧制限に関する条文となっております。第5条の第1項ですが、全部で三つの利用目的を明確に定めております。まず第1号ですが、小中学校に通学する児童及び生徒への性暴力等に対処する場合。第2号では、児童及び生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合。第3号で個人情報保護法第69条第1項、法令に基づき利用する場合。この三つに限定して画像を利用するということを規定するものです。

また、第2項、第3項で「画像の閲覧、利用に関する制限」ということで規定しております。まず第2項では、先ほど申し上げた「統括管理者」

「管理者」のみが、個別の事案に応じた事実の態様を確認するため、最小の範囲で利用できる。また第3項については、「統括管理者」の許可を受けた上で、「管理者」が、画像を必要最小限の関係者に閲覧させることができる。このように、閲覧の制限について厳格に規定するものとなっております。

また、第6条におきましては、「防犯カメラを設置する場合の遵守事項」を規定しております。まず第1項で、防犯カメラを設置するにあたり、設置する学校の学校運営協議会の意見を十分に聴取すること、また第2項におきまして、全部で五つの遵守事項を明記しております。まず第1号では、カメラの台数は必要な最小限の台数とすること。第2号では、カメラの撮影範囲は、最も適切な範囲とすること。第3号では、出入口その他見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を掲示すること。第4号では、カメラを設置する場合には、学校の保護者、教職員に事前に周知すること。第5号では、カメラに付随する録画装置は専用の鍵つき保管庫で管理し、管理者が施錠を行い、厳重に管理すること。こういった遵守事項を明記しております。

第7条につきましては、「秘密保持」ということで規定しております。

4ページをご覧ください。第8条では、防犯カメラの画像と記録媒体の管理に関する条文となっております。第1項では、画像の保管する期間を「1年間程度」とし、期間経過後は、速やかに消去すること、また第2項では、特に必要があると認める場合には、管理者は画像を保管する期間を別に定めることができるということで規定しております。また、第3項以降の条文では、記録媒体の管理に関する条文を明記しております。

続いて第9条になります。外部機関への提供の制限の条文となっております。第9条の第1項では、管理者は、第5条で利用目的を3点掲げておりますけれども、こちらの範囲を超えて、教育委員会以外へ画像を提供してはならないということで規定しております。ただし書として、個人情報保護法の法令に規定がある場合は除くこととしております。

続いて、第10条になります。苦情等への対応ということで、管理者は、市民等から防犯カメラの管理、運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならないと規定しております。

5ページをご覧ください。第11条では、運用状況の確認及び報告ということで、「統括管理者は、毎年度1回防犯カメラの運用状況を確認する」と規定しております。また、画像の流出、漏えい、盗難、紛失等があった場合には、管理者は速やかに稲城市個人情報保護運営審議会、また教育委員会、統括管理者に報告するというように規定しています。

最後に付則ですが、「この要綱は、教育委員会の決定のあった日から施行する」と規定させていただいております。また第2条では、経過措置と

して、「この要綱は、当分の間、教育委員会で定めた設置対象小中学校のみ適用する」と明記しております。

説明については、以上でございます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 残念ながら、学校における性暴力等が発生する可能性が、今ゼロではないと思います。現状に応じた事実の確認をさせていただく前に、そのような犯罪を思いとどまらせて被害を抑止するためにも、厳格な管理の下、必要最小限の防犯カメラの設置を進めるべきと考えます。必要最小限の適切な設置場所について、学校運営協議会と綿密なやり取りをして進めていただきたいと思います。

子どもは性暴力に対する認識が弱く、時間がたってから発覚することも多いということで、子どもがまさに性暴力を受けようとしているときに、子どもがあってはならない性暴力と認識できたり、逃げたり、被害を訴えたりできるような性教育も併せて進めていっていただきたいと思っています。

以上です。

教 育 長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

田中委員 質問させていただきたいのが、第5条の第2項、「個別の事案に応じた事実の態様を確認するため、最小の範囲」ということは、これは何か事実が発覚あるいは申告があった、そういったときに初めてこれを利用する、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 田中委員がおっしゃるとおりでして、今回の防犯カメラについては、客観的な証拠保存、また再発防止というような意味合いを持っております。防犯カメラの持つ意義といたしまして、目的にも記載させていただいているとおり、性暴力とか身体への被害の防止、安全確保ということをやっております。ついては、何かあったときに、さまざまな職員が一斉に防犯カメラを見るということは適切ではないと考えておりますので、限られた人員で内容を確認する、そういった意味合いで条文を作っ

ております。

教 育 長 田中委員。

田中委員 そうしますと、第8条の「1年間程度」、ここは北川委員が言われたように、児童生徒がこれを申告するまでには、一定の時間がかかったりすると思いますが、そう考えると「1年間」というのが、ちょっと短いのかなと思ったのが1点。あとは、「程度」というように書かれますと、これを廃棄する責任者の責任が問われるかと思います。「程度」となると、Aという媒体については1年間きっちり、あるいはBという場合にはそれ以上といったように、差異が出るのはどうなのかということ考えたのが1点です。

それから、実際見ないというものであれば、1年間の区切りをつくっておくことが必要だと思います。何年度分をいつ廃棄するということを決めておかないと、1年の区切りということで毎回、毎回、1か月後とか、2か月後とかに廃棄するという、そういう作業がどうしても出てきてしまうと考えられます。その点は、意見になりますが、考慮する必要があるのではないかと思います。

以上です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 まず「1年間」という期間が短いのではないかというご質問ですが、今回カメラの設置について基準を考えるにあたり、校長先生とか、総合教育会議もそうですけれども、様々な議論の経緯を受けております。市の防犯カメラが通学路にも置いてあるのですが、学校の外の昇降口とか、そういうところにも置いており、おおむね2週間程度ということで運用されております。そういった中で、2週間では到底、児童生徒の申告には短過ぎるのではないかという視点に立ちまして、おおむね1年間は記録を取るということを今回は考えています。これが長ければ長いほど記録は積み重なりますので、当然、より有効な策として考えることはできるかと思いますが、1年間以上画像を保持する危険性とのバランスを考えまして、今回については「1年間程度」ということで、この防犯カメラ事業の組み立てを考えています。

また、「程度」という言い方につきましては、田中委員のおっしゃっており、機械によって誤差が出るということを踏まえて、「1年間程度」という記載になっております。防犯カメラとは、「1年間撮り続けて、これを1年後に消去する」というように人為的に行うものではなく、自動的に

1年間撮り続けて、その先からは順次上書きされ、1年間は連続して撮影される、保存される、という考え方になります。その機械的な誤差の部分について、「程度」という文言を使用させていただいております。

まずは機械の初期設定をしっかりと行い、1年間保持できるようにすることで、防犯カメラの設置、管理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 田中委員。

田中委員 「期間」の検討と「程度」の考え方、承知しました。

教 育 長 ありがとうございます。大変専門的なご知見と様々な事例もご存じでいらっしゃる田中委員から「1年間」ということについての貴重なご意見を賜りましたので、ここは十分踏まえるということでお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第45号議案「稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第45号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 報告事項を議題といたします。本日の報告事項は3件です。

まず、報告事項3 「令和5年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、報告事項3、「令和5年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」のファイルをご覧ください。今回の報告ですが、全国のこちらの調査結果の内容が公表されたことを受けまして、全国の調査結果、その後に市の調査結果という流れでご説明いたします。

それでは、次のページをご覧ください。初めに、文部科学省の調査結果の概要を基に全国の状況について報告いたします。

本調査につきましては、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みのより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを趣旨として、文部科学省が実施している調査です。

次のページをご覧ください。調査結果の大きなポイントとして、下線を引いている部分を中心に説明いたします。

まず、「1 いじめ」についてです。小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数が全国において、732,568件と過去最多となりました。増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだこと等が考えられます。また、いじめの「重大事態」の発生件数も1,306件であり、こちらも過去最多となりました。

それでは、次ページをご覧ください。「2 暴力行為」についてです。暴力行為についての発生件数は108,987件と、こちらも過去最多となりました。増加の背景として、いじめの認知の伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたこと等が考えられます。

続いて、「3 長期欠席」についてです。こちらの「長期欠席」のうち、小・中学校における不登校の児童生徒数は、次の3ページになりますけれども、346,482人でこちらも過去最多となりました。増加の背景として、いわゆる教育機会確保法の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や、必要な支援に課題があったこと等が考えられます。

それでは、本市の調査結果概要について、41ページまでスクロールして、ご覧ください。調査項目のうち、小・中学校を対象としております「暴力行為」「いじめの状況」「長期欠席の状況」の大きく3点について報告いたします。

本市の調査結果につきましては、6月の定例教育委員会で報告した数値と変わりはありません。今回改めて公表のあった全国の調査結果について、本市の調査結果の右側に新たに追記しております。こちら全国の1,000人当たりの発生件数というものが、今回公表された全国の数値です。

初めに「暴力行為」につきましては、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の4形態が書かれております。令和5年度の暴力行

為の合計発生件数につきましては、令和4年度に続き、本市の小・中学校とも少ない状況です。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数を比較いたしましても、小・中学校におけるいずれの形態も、稲城市の合計発生件数は全国の発生件数よりも少ない結果でした。

続きまして、43ページの「いじめの状況」についてご覧ください。

令和5年度の「いじめ」の認知件数につきましては、本市の小学校において1,617件、中学校は99件です。稲城市と全国の小・中学校1校当たりのいじめの認知件数を比較いたしますと、稲城市の小・中学校いずれも全国の認知件数より多いという結果でした。理由につきましては、小・中学校とも教職員、児童生徒及び保護者に法に基づくいじめの定義が浸透してきたことや、特に児童生徒がいじめを主体的に考えたり、行動したり、参加したりする取り組みが推進されてきたことによるものと考えられます。

いじめの態様につきましては、稲城市では小・中学校ともに、「冷やかし」や「からかい」、「悪口」や「脅し文句」、「嫌なことを言われる」が最も多いという結果でした。これにつきましては、令和4年度も同様の結果です。

それでは、44ページをご覧ください。「長期欠席」につきましては、令和5年度の間で連続または断続して30日以上欠席した児童生徒数につきまして調査したものです。令和5年度の長期欠席児童生徒数のうち、不登校児童生徒数につきましては、小学校は126人、中学校は151人です。令和4年度と比較し、小学校は増加しておりますが、中学校は若干減少しています。

44ページの一番下の（2）登校児童生徒数(1,000人当たり)という表がありますが、こちらは稲城市と全国の在校児童生徒数における1,000人当たりの不登校児童生徒数です。小学校は若干全国より高い数値ですが、ほぼ全国と同じ結果となっております。

「不登校」につきましては、引き続き不登校対応巡回教員や校内別室等で組織的にきめ細かな支援を行うとともに、長期化を防ぐよう学校を指導してまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室職員等により、児童生徒及び保護者からの相談に対応するとともに、梨の実ルームにおける学習支援や相談対応等、学校復帰や進路選択に向けた支援の一層の充実を推進してまいります。

以上が「令和5年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」のご報告でございます。

教 育 長 以上で、報告事項3「令和5年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 説明の途中でよく分からないところがありましたので、教えていただきたいのですが。7ページの「学びの多様化学校」のところですね。「校内教育支援センター支援員」「校内教育支援センター（スペシャルサポートチーム等）」、それから「校内」がついていない「教育支援センター」、この辺のところの説明をお願いできればと思います。

教 育 長 指導課長。

指導課長 まずこの「学びの多様化学校」につきましては、こちらは文部科学省が設置する学校でして、いわゆる「不登校特例校の学校」のことです。

次に、「校内教育支援センター」ですけれども、本市でいいますと東京都の事業である「校内別室」がこちらに該当いたしまして、それに該当する支援が「校内別室指導支援」ということになります。

また、こちらの「校内教育支援センター（スペシャルサポートチーム等）」ということですが、これは文部科学省が設置するものでありますが、本市においてはこういった「校内別室指導支援」に関してのスペシャルサポートというような組織は、現在、存在していないという状況です。

以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

たくさん資料があって、読み込まれるのも時間がかかるかと思います。

田中委員。

田中委員 ご質問させていただきたいのは、暴力行為の状況、41ページのところですが、令和2年度、令和3年度に比べて、令和4年度、令和5年度が、全国平均の1,000人当たりの発生件数という点では、まだまだ増えていくんだと思うのですが、急激に増えている感があります。これは全国の傾向で言われている、いじめの認知あるいは児童の見取りの充実というところと、稲城市も同様の傾向なのか、何か個別的な事情、案件ということでこういう数字なのか。その点が分かれば教えていただけますでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 田中委員にご質問いただきました暴力行為の本市における増加の理由ですけれども、田中委員からご指摘いただきましたように、暴力行為にお

けるいじめの認知の伴うもの、また児童生徒に対する見取りの精緻化というものが大きく影響していると考えております。

本市においては、いじめの認知件数が全国よりも大分高いということもありますけれども、やはり、このいじめの認知件数が高いという中で、より詳細に聞いていくと、そちらが暴力行為にあたるものがあったということが、本市での暴力行為の発生件数の増加に大きく影響しているものと考えられます。

したがいまして、個別的に学校での、いわゆる「荒れ」というものがこちらに影響しているというようには考えておりません。

以上でございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

（ なしの声あり ）

教 育 長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項 1 及び 2 ですが、本件は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項 1 及び 2 は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

（これより報告事項 1 及び 2 は非公開審議）

非公開審議

（これにて報告事項 1 及び 2 の非公開審議は終了）

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前11時32分閉会)